

契約保証・前払金保証に関する事項

1. 工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る契約保証について

(1) 受注者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の納付に代えて、次の履行保証のいずれかの方法により受注者が選択して行うことができる。また、納付された契約保証金は業務等の完了後に受注者の請求により返還します。(利子は付きません)

①契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供したとき。

②金融機関の保証

③保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証会社）の保証

(2) 契約者は次のいずれかに該当する場合は契約保証金の一部または全部の納付を免除することができる。

①受注者の町を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との締結

②受注者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結

③契約金額が130万円未満であり、かつ、請負者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

2. 業務委託契約及び物品購入等に係る契約保証について

(1) 受注者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金に代えて、上記1の(1)に準じて、いずれかの方法により受注者が選択して行うことができる。

(2) 受注者は次のいずれかに該当する場合は契約保証金の一部または全部の納付を免除することができる。

①上記1の(2)①～③に該当するとき。

②過去2年間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行し、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

3. 変更契約時の契約保証の取り扱いについて

(1) 契約金額の増額変更により契約保証金の額が100分の5を下回る場合は、契約保証金の額を契約金額の10分の1以上に増額変更することとする。

(2) 契約金額が130万円未満で契約保証金を免除した契約について、増額変更により契約保証が必要となる場合は、軽微な設計変更で工期末に行われるものを除き、上記1、2により契約保証を求めることとする。

(3) 設計変更等による契約金額の減額があった場合は、請負者から申し出により契約保証の金額を減額することができる。

(4) 契約の変更により増額した場合において、契約を履行しないこととなるおそれがない

いと認められるときには、契約保証金を追徴しないことができる。

4. 工事請負契約及び設計等業務委託契約に係る前払金保証について

(1) 契約保証のうち保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証会社）が行う契約保証については、前払保証と併せて行うこととなるが、発行は同時発行又は時差発行のいずれかを選択のこと。

(2) 前金払のある工事で、請負者の都合により前払金を請求しない場合は、保証事業会社以外の履行保証となるのであらかじめ留意のこと。

5. 提出書類について

各種險証書等については原本を提出し、実績により契約保証金の免除を申請する場合には契約保証金免除申請書（様式1）を提出すること。

※問い合わせ：七ヶ浜町財政課

TEL 022-357-7438

七ヶ浜町水道事業所

TEL 022-357-7456